

第7回 佐世保市子ども・子育て会議 議事録（要約版）

日時：平成27年10月27日（火）19時～21時

場所：佐世保市役所本庁舎4階 全員協議会室

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
次世代育成支援佐世保市行動計画（後期行動計画）の平成26年度実績報告について	
<p>(子ども子育て応援センターについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標の中の「児童虐待問題終結の割合」について、「終結」の意味は？ ・ 「子ども子育て応援センター相談件数」について、どのような相談が多かったのか、その傾向や対策として特に力を注いだ点はどのようなものか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「終結」とは①「状況改善」、すなわち虐待問題がなくなったケース及び経済困窮、不登校など虐待以外のフォローを行うもの、②児童相談所による指導や施設等入所などの「他機関への移管」、③「市外転出」と考えている。 ・ 子どもの相談の傾向としては、養護相談と虐待が多くを占めている。 延べ相談件数で言うと、虐待は2,182件、その他の養護相談が4,089件。母子父子家庭の件数が1,373件など。延べ総件数が10,010件、実件数が2,244件。 特に力を注いだ点は、児童福祉法第25条の2に基づき設置されている「要保護児童対策地域協議会」の中の個別ケース会を他機関と連携して数多く開催することにより、家庭の問題を分析し支援策を考えることで問題解決を図っていること。
子ども・子育て支援新制度の平成27年度進捗報告について	
<p>(児童クラブについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童クラブについて本年7月に新規開設との説明があったが、保護者のことを考えると1月頃の募集開始で、4月開設が良いのでは？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年は7月に新規開設したが、ご指摘通りと実感した。 来年度については、4月開設に向けて準備を進めているところである。

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
<p>(保育コンシェルジュについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育コンシェルジュを開始されたが、現在の相談件数及び内容はどのような状況か？ また、「コンシェルジュ」と聞くと「行先案内人」というようなものをイメージするが、単に施設を紹介するだけなのか、それ以上のことを行うものなのか？ ・ 教育・保育施設だけでなく、自主保育どんぐりや支援センター等という選択肢があることも案内してほしい。 <p>(子ども発達センターについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども発達センターが市街地に移転したことによるメリット・デメリットは？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年8月から適切な広報周知に努めつつ、新規事業であることから、走りながら（実施しながら）考えている状況である。 （来年4月からの入所申込に関する案内を開始し、相談が本格化した）10月以降だけで、46件の相談を受けており、相談内容も「市外から転入してきたが、どういった施設があるのか？」「保育所、幼稚園、認定こども園の違いは？」「自分の生活スタイルに合った預け方はどういうものがあるか？」等多岐にわたっている。 なお、案内を行うに当たっては、きめ細やかに情報提供ができるよう、各施設に資料の作成を依頼し、その情報を集約した。最終的に決めるのは保護者であり、複数の施設を紹介し、判断していただいている。 ・ もちろん施設のみならず、そのような支援事業やサークル等についても、できる限り紹介していきたい。 色々なお話やご意見を伺いながら、情報収集のみならず発信にも努めていきたい。 ・ 施設整備にあたり、医療・福祉施設としてサービスを提供するという観点のもと、新たに設計したことにより、訓練や診察を行う部屋も以前より広がった。 ・ 中心市街地にあるため、交通の利便性も高い。また、駐車場も利用者が雨に濡れなくて済む点においても、利便性が向上している。 ・ 我々職員が働きやすくなったことはメリットとして大きいですが、その分利用したい方が増

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
	<p>え、新患の受診待ち期間が延びていることが一番大きなデメリットである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待つ人をいかに短くするか、出来る限りの努力をしているが十分に解消できておらず申し訳なく思っている。
中核市移行に伴う報告について	
<p>(監査について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核市移行に伴い、行政監査の義務が生じるが、幼稚園で施設型給付を受ける場合、監査はどうなるのか？ <p>(業務の質の評価等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保育所は、保育業務の質の自己評価の結果を公表するよう努めなければならない。」とあるが、具体的な評価内容や公表方法は？ <p>(保育所看護師配置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「乳児を入所させる保育所については、保健師又は看護師を置くよう努めなければならない」と記載されているが、保健師又は看護師について配置しなければならないのか。 また、配置しなければならないのであれば、現在の補助制度の活用が可能になるように(補助要件の見直しを)要望したい。 (努力義務ではあるが、条例に定められれば、遵守して行かなければならないと考えている。) ・ 資料8に記載してある「乳児を入所させる保育所については、保健師又は看護師を置くように努めなければならない。」と「乳児4人以上を入所させる保育所の保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。」の関係性を教えて欲しい。 (24時間保育を目指しているので看護師1人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が実施する対象はあくまで保育所のみであり、幼稚園については、認可も含め、県が実施する。 ・ 県から権限が委譲される来年3月末までの間に県の指導を仰ぎながら学んでいきたい。今後ご意見ご指導をお願いしたい。 ・ 現在、本市独自に「保育所看護師等配置促進事業」として一定の補助を実施している。補助要件については、来年度予算に向けて現在調整中。 ・ 「乳児を入所………努めなければならない」は、看護師の配置をできるだけお願いしたいということであって、強制ではない。 ・ 「乳児4人………保育士とみなすことができる」は、保育士資格を持っていなくても保健師・看護師を定員に対して必要な保育士の1人としてカウントすることができるという趣旨。

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
での対応は困難。)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師及び看護師の重要性を現実に現場で保育にあたっている実情に即して発言されていることを含んで、今後の課題として頂きたい。 <p>(新たな取組み等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核市に移行するに当たり、職員の研修制度も単発ではなく、計画的に家庭教育アドバイザーを置くなど、保護者支援ということに対して新しい取組みが条例の中に追加されると、素敵なモデルになるのではないか。 ・ (上記意見に対して)市民が持っている色々な力が、保育園・幼稚園・認定こども園などを支える力になっていくと良いと思う。市民自身の力が活かされるということが大事だと思う。とても良い意見と思う。 ・ 委員におかれては、新させぼっ子未来プランが目指す「子育てしやすい街・させぼ」を上げるためにも、協力をお願いしたい。 ・ 事務局におかれては、中核市移行に向け、遺漏の無きよう取組んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどご指摘頂いたことは現場の切実な状況として承る。今後の方向性については、全国の傾向や現場の実態をふまえながら検討していきたい。